平成28年労第118号

# 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

# 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在のC会社(以下「事業場」という。)に派遣され、派遣社員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、勤務終了後、通常通行している経路を利用して、自転車にて帰宅する途中、対向してきた自転車と正面衝突し、転倒して 左胸、顎及び口等を強く強打して負傷した(以下「本件災害」という。)という。

請求人は、翌〇日、D病院に受診し、「大顎骨折の疑い」と診断され、同日、 E病院に転医し、「下顎骨関節突起骨折、下顎骨体部骨折、上顎右側第2大臼歯 歯根嚢胞」等と診断された。その後、同年〇月〇日、F医院に転医し、療養の結 果、平成〇年〇月〇日、治ゆ(症状固定)となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をした ところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別 表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第11級に該当するもの と認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 当審査会の事実の認定
    (略)
  - 2 当審査会の判断
  - (1)請求人に残存する障害として評価すべきものは、本件障害給付請求書裏面の G医師作成の診断書から、歯牙障害、顔面の神経症状並びに顔面部及び頚部の 醜状障害であると思料するところ、当審査会において、改めて医師の所見を含 む一切の記録を精査し、引用する認定基準に基づき検討したが、決定書理由に 説示のとおり、歯牙障害は障害等級第12級の3「7歯以上に対し歯科補てつ を加えたもの」に、顔面の神経症状は障害等級第12級の12「局部にがん固 な神経症状を残すもの」にそれぞれ該当すると認められるも、顔面部及び頚部 の醜状障害は障害等級に該当するものとは認められない。したがって、当審査 会としても、請求人に残存する障害の程度は、決定書理由に説示のとおり、併 合の方法を用いて障害等級第11級に該当するものと判断する。
  - (2) 請求人は、請求人にはそしゃく機能の障害が認められる旨重ねて主張するが、 上記診断書及び平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けH医師作成の 診断書を精査するも、決定書理由に説示のとおり、引用する認定基準に該当す る障害は認められない。
  - (3) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右 するに足りるものは見いだせなかった。
  - 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第11級に応 ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。